

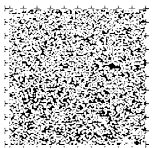


加入者と保険証

40歳以上の方で、神戸市内にお住まいの方は、神戸市の介護保険に加入することになります。

	第1号被保険者 65歳以上の方	第2号被保険者 40歳～64歳の方で医療保険 (健康保険、国民健康保険など) に加入している方
		
介護保険のサービスを利用できる方	介護が必要であると認定された方（介護が必要になった原因は問いません）または、要支援になるおそれのある方	老化に伴う病気（「特定疾病」P13参照）により、介護が必要であると認定された方
保険料の決め方	本人の所得や課税状況等に応じて市が決定 →P8参照	加入している医療保険の算定方法により医療保険者が決定 →P12参照
保険料の納め方	年金額が一定額以上の方は年金引き取り、それ以外は口座振替などで市にお支払いいただきます →P9参照	医療保険料に介護保険料を上乗せして医療保険者にお支払いいただきます →P12参照
保険証（被保険者証）の交付	全員にお渡しします ※65歳になる月の前月（1日生まれの方は、前々月）に、本人あてに郵送します	お住まいの区役所・北須磨支所 介護医療係（北神区役所は市民課窓口係）で交付申請していただいた場合にお渡しします

- 介護保険への加入は、法令により義務づけられていますので、40歳になれば自動的に加入することになり、保険料を支払うこととなります（加入手続きは特に必要ありません）。
- 介護保険制度において、第1号被保険者となるのは、65歳の誕生日の前日からとなります。このため、たとえば、6月1日が65歳の誕生日の方は、5月31日に第1号被保険者となり、5月分より第1号被保険者の保険料をご負担いただくこととなります。
- 神戸市以外の市町村へ転出した場合は、転出先の市町村の介護保険に加入することとなります。



P4
介護保険のしくみ

P6
加入者と保険証

P8
保険料のしくみ

P13
介護保険によるサービスの利用

P41
介護保険以外のサービス

P42
介護保険サービスの利用にあたって

P43
相談窓口

介護保険の保険証（被保険者証）

(一)面

(二)面

(三)面

※ 記載内容に間違いがある場合や、ご不明な点があれば、ご自身の保険証の(一)面A欄に記載されている区役所または北須磨支所の介護医療係にお問い合わせください。
(二)面、(三)面には下記の事項が記載されています。

B欄：要介護状態区分等（事業対象者、要支援1・2、要介護1～5）が記載されます

C欄：市町村が認定を行った年月日（事業対象者の場合は基本チェックリスト実施日）が記載されます

D欄：事業対象者（P32参照）または認定の有効期間（P17参照）が記載されます

E欄：要介護度に応じた1か月分の利用上限額が記載されます（P36参照）

F欄：必要により、介護認定審査会（P16参照）からの意見が記載されます。サービスの種類の指定が行われた時は、指定されたサービスに利用が限定されます

G欄：保険料の滞納により、給付制限（P10参照）を受けている場合に記載されます

H欄：居宅サービス計画または介護予防サービス計画を作成する事業所名などが記載されます

I欄：施設サービス（P31参照）を利用する場合、介護保険施設において施設の種類、名称、入退所年月日を記載します

※注 保険証の様式について、平成27年度の制度改正により変更がありましたが、従前の様式でお持ちの方につきましては、そのままお使いいただけます。

P4

介護保険の
しくみ

P6

加入者と
保険証

P8

保険料の
しくみ

P13

介護保険による
サービスの利用

P41

介護保険以外の
サービス

P42

介護保険サービスの
利用にあたって

P43

相談窓口

保険証はこんなときに使います

- 介護が必要になって、要介護（要支援）認定の申請、事業対象者の申請を行うとき
- 介護保険サービスを利用するとき（※注）
- その他各種申請・手続き（高額介護サービス費の支給申請など）を行うとき

※注 保険証を持っているだけでは介護保険のサービスは利用できません。利用するためには要介護認定または事業対象者の判定を受ける必要がありますので、「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」もしくは「えがおの窓口」に相談してください。（事業対象者については、「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」が窓口となります。）

